

太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例(平成24年条例第17号)新旧対照表

現行	改正案
<p>太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第100条第14項及び第15項</u>の規定に基づき、太宰府市議会議員の市政に関する<u>調査研究</u>に資するため必要な経費の一部として、太宰府市議会における会派（以下「会派」という。）又は議員に対し<u>政務調査費</u>を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（交付対象）</p> <p>第2条 <u>政務調査費</u>は、会派又は会派に所属しない議員に対して交付する。</p> <p>（交付額及び交付の方法）</p> <p>第3条 会派に対する<u>政務調査費</u>は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額25,000円を乗じて得た額を交付する。</p> <p>2 会派に所属しない議員に対する<u>政務調査費</u>は、基準日在職する者に月額25,000円を交付する。</p> <p>3 <u>政務調査費</u>は、年度ごとに交付するものとし、年度の初めに当該年度に属する月数分を交付する。ただし、改選時の年度の4月分については、交付しない。</p> <p>（会派に異動が生じたときの取扱）</p> <p>第4条 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日にあたる場合は、当月分）から<u>政務調査費</u>を交付する。ただし、改選後、新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の当月分から<u>政務調査費</u>を交付する。</p> <p>2 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は前条第1項に規定する会</p>	<p>太宰府市議会政務活動費の交付に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第100条第14項から第16項までの規定</u>に基づき、太宰府市議会議員の市政に関する<u>調査研究その他活動</u>に資するため必要な経費の一部として、太宰府市議会における会派（以下「会派」という。）又は議員に対し<u>政務活動費</u>を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（交付対象）</p> <p>第2条 <u>政務活動費</u>は、会派又は会派に所属しない議員に対して交付する。</p> <p>（交付額及び交付の方法）</p> <p>第3条 会派に対する<u>政務活動費</u>は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額25,000円を乗じて得た額を交付する。</p> <p>2 会派に所属しない議員に対する<u>政務活動費</u>は、基準日在職する者に月額25,000円を交付する。</p> <p>3 <u>政務活動費</u>は、年度ごとに交付するものとし、年度の初めに当該年度に属する月数分を交付する。ただし、改選時の年度の4月分については、交付しない。</p> <p>（会派に異動が生じたときの取扱）</p> <p>第4条 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日にあたる場合は、当月分）から<u>政務活動費</u>を交付する。ただし、改選後、新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の当月分から<u>政務活動費</u>を交付する。</p> <p>2 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は前条第1項に規定する会</p>